

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月30日

金曜日

号外(16)

目次

告示

○富山県福祉型障害児入所施設の使用料の額についての一部改正

1

告示

富山県告示第189号

富山県福祉型障害児入所施設の使用料の額についての一部改正について

富山県福祉型障害児入所施設の使用料の額について（平成18年富山県告示第556号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

富山県知事 石井 隆一

第1号アの表中「第5条第22項」を「第5条第23項」に改める。

(障害福祉課)

